

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年2月7日(木)
午前9時30分 ~ 午後0時05分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 不正アクセス行為の発生状況等の公表について

警察庁から、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条に基づき、不正アクセス行為の発生状況等を公表することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「不正アクセス行為の認知件数という概念とは、届出のあった件数のことで、届け出ない件数はかなり多いのか。また、1, 2, 3, 5件のうち、3, 5件を検挙したということで検挙率は低いと思うがどうか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の認知件数というのは、警察に届出あるいは独自に入手した情報により確認した件数

のことである。また、検挙については、御指摘のとおり認知に比べて検挙が大変少ない状況であるが、反面、認知件数の計上方法がこれでよいのかという問題もある。」旨、説明があった。

これに関連して、委員から、「不正アクセス行為やハイテク犯罪の問題に対する生活安全局と情報通信局との協力の仕方について、調査分析して対策を決める際、組織の縦割りの弊害で両局間で何か抜け穴のような部分ができかねないかと心配している。この点について、どのようにして万全を期すことができるか両局間で考えてほしい。情報のITリテラシーや知識のレベルも両局で異なるように思われ、この点についても十分検討してほしい。また、今後、これらの事件も増えていくものと思われるので、組織の効率、技術レベル、社会のグローバル化の観点から、これらの分野で民営化したりアウトソースできる業務について検討し、改めて報告してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の2点については、しっかり検討し対応する必要があり、またそのような問題意識で現在も対応している。情報通信局とは常に緊密な連携を図っており、体制面においても生活安全局内に技官を配置し、一体となって業務を推進している。知識レベルについても互いに補い合ってレベルアップを図っているし、所掌が異なる点についても、連携して抜けがないようにしたいと考えている。民営化等の件については、ボランティアの方々にサイバーパトロールを委嘱するなどの方法がある。この種事犯の捜査の効率化や警察庁の関与の方法については更に検討する必要があると考えている。」旨、説明があった。

(2) 太州会等の指定の確認について

警察庁から、「福岡県、広島県の各公安委員会からそれぞれ受理した太州会及び三代目 道会に関する指定の確認請求について、本日、暴力団対策法の規定に基づく確認手続を終え、各公安委員会に通知することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

これに関連して、委員から、「以前、商法が改正された際、総会屋

を利用する者も罰せられるようになったと記憶しているが、同様に、暴力団を利用する者を罰するようにすれば、暴力団を壊滅させる有効な手段となると思うので、この方針で各方面に働きかけを行えばよいのではないかと思う。暴力団対策法の施行以降、かなりの年月が経過したので、同法をより有効に活用できるよう、そろそろ見直しも検討してもよいのではないか。」との発言があり、警察庁から、「商法の改正により、企業が総会屋を利用するため金を渡すと、渡した者も受け取った者も基本的に処罰されることとなった。暴力団の利用者に対しては、『利用』という概念にもよるが、暴力団対策法第10条で、『何人も指定暴力団員に対し、暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならない。』と規定し、この規定に違反する行為を行うと行政命令の対象となる。暴力団を利用する態様は様々であり、事実関係によっては、例えば、教唆犯や共同正犯等と捉えて処罰する場合もある。『暴力団の利用』という概念がなかなか難しいこともあり、現在の状態に加えて、ストレートに立法的な解決ができるのかどうかについては難しいと思われる。現在でも、行政命令の発出や共犯者等背後にある者の事件化を積極的に行っているし、暴力団排除活動においても、暴力団を利用しない運動を推進しているところである。」旨、説明があった。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「平成7年に発生した埼玉県警察の警察署員による覚せい剤取締法違反事件に係る不適正捜査事案に関し、同県警察は、本年2月8日、当時の同署警部らを減給等の懲戒処分とするとともに、犯人隠避罪（時効完成）で検察庁に送致する予定である。また、平成12年に本件事案を認知しながら、その処理を遅滞させた関係者について、警察庁等は、国家公安委員会の了承が得られれば、本部長及び当時の警務部長外5人を長官注意等の措置とする予定である。」旨の説明があり、原案どおり了承した。

(4) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 平成 13 年度第 3 四半期監察の実施状況について

警察庁から、「警察庁等が都道府県警察等に対して行った本年度第 3 四半期における監察の実施状況」について報告があった。

この報告に対し、各委員から次の旨の発言があった。

委員

監察を行う際に、例えば、倫理教養の内容そのものが適切かどうかについては政策評価の対象となるのか。第一線の警察官からは、倫理教養に関して、「これをしてはいけないなどとよく指導を受ける。これでは自分の仕事に誇りを持たず、帰属意識とプライドの部分が抜けているように思う。仕事への誇りに関しては、対応する仕事が多く、その内容も『隣の猫がうるさい。』等で、警察官拝命時の志とあまりにもかけ離れている。」旨の声もある。確かに、「これをしてはいけない。」とばかり言っていると、応用が利かなくなってしまうし、検挙率の低下等の問題も、こうした意識がその下地にあって、組織全体が自分の仕事に誇りを持たないような雰囲気となり、昔のように「仕事に頑張ろう。」という気持ちがなくなっているのかと思った。こうしたことから、倫理教養の内容を見直す必要があるのではないか。また、国民から感謝され役に立ったという思いが蓄積されて仕事に対する誇りが持てるようになると思う。国民も警察に対する感謝の気持ちを表すことにより、警察職員に対する「やる気」を持たせ、そのことが結局自分の元に帰ってくることを理解してもらおうとよいと思う。警察官友の会等から提案してもら

うなどして、これらのことを国民に訴える方法もあるのではないか。子供の学校の授業の中にも、警察の仕事ぶりについて、警察の仕事は大変なこと、小さいことにも感謝すること等の説明を取り入れてもらうことも必要ではないか。また、警察署協議会において、準備や結果報告等による署長の負担が大きいとの声もあり、一度これらの実態を調査する必要があると思う。

委員

各監察実施項目で良好な点を認められた都道府県警察等の名は明示してもよいのではないかと考える。また、本報告では、各項目において良好な対応をしている県警察等の表示はわかるが、それ以外の県警察等はその点何も対応をしていないということになるのか。また、例えば、少年相談のうち、事件化に結びついたもののみを表彰の対象としており、犯罪被害の未然防止、拡大防止等に功績のある少年相談が評価、賞揚の対象とされていない県警察が3県あるとのことであるが、逆に他の2県はそれらを評価、賞揚の対象としているのか。私は個人的に、犯罪防止の賞揚は非常に難しいと思っているが、事件の未然防止等、功労のあった職員に対して警務部長賞を授与した県が1県あるとのことであり、この点関心がある。

各委員の発言に対し、警察庁から次の旨の説明があった。

警察庁

倫理教養については、例えば、事例集等をどのようにうまく活用しているか、また、小集団で議論して自ら考えさせることによりその徹底が図られているかなど、いくつかの評価基準について、調査項目や評価方法がある程度共通にしておく必要がある。また、倫理教養の内容については、職責の自覚と警察官拝命時の志や誇りをどのようにして思い出してもらい、これらに基づいた行動をしてもらうかという問題だと思う。そのためには、どうすれば国

民のためになり、達成感があるのかということと、不祥事案が発生すれば、自分だけではなく、家族が大変悲惨なこととなり、本人の所属する警察署等の実績が低下し、県民のために十分な仕事ができないという結果になるなど、いろいろな影響が出てくることについて、理解し納得させて行動させることが必要であるので、幹部による訓示形式ではなく、具体的な事案を捉えて小集団による議論等を行うことを推奨している。警察署協議会における署長等の負担状況については調査したい。

御指摘の県警察等の名を明示することは、すべて把握しているのでやぶさかではない。また、良好な対応をしている県以外の状況については、特に推奨すべきことを行っているか、又は問題点のある県警察等を明示し、普通に行っている県警察等は明示しない場合もあると思うが、一度検討してみたい。犯罪防止の賞揚については、事案が起きていないだけなのか、あるいは起きないようにしたのかの評価が難しいが、データを基に基準に照らして賞揚していると思われる。

(2) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「神奈川県警察の巡查部長が、2月1日、飲酒のうえ自動二輪車を運転し、歩行者をひき逃げした事件に関し、同県警察は、2月5日、同巡查部長を業務上過失傷害罪等で通常逮捕するとともに、2月6日、懲戒免職処分とした。

福岡県警察の警部補が、平成10年9月、カジノバー経営に関与していた者から、捜査情報を教示してもらいたい旨の請託を受け、別件収賄容疑で昨年12月13日付け懲戒免職済の警部補と共謀の上、現金100万円の供与を受けた容疑で、同県警察は、1月31日、同人らを受託収賄罪で通常逮捕するとともに、本日、同警部補を懲戒免職処分とする予定である。」

旨の報告があった。

(3) 平成 1 3 年中のハイテク犯罪の検挙及び相談受理状況等について
警察庁から、「平成 1 3 年のハイテク犯罪の検挙件数は 8 1 0 件、
相談受理件数は 1 7 , 2 7 7 件で、いずれも昨年と比較して大幅に増
加した。」旨の報告があった。

(4) 通信傍受法第 2 9 条に基づく平成 1 3 年における通信傍受に関する
国会への年次報告について

警察庁から、「平成 1 3 年中に、検察官又は司法警察員において、
傍受令状を請求し、傍受令状の発付を受け、又は傍受の実施をしたこ
とはなく、傍受を行った事件に関して逮捕した者はなかった。」旨の
報告があった。

委員から、「通信傍受法に基づく傍受事例が一昨年に続き昨年もな
かったということは、例えば、常時立会人が求められているように、
同法が非常に運用しにくい面があるからではないかと思う。これから
の犯罪情勢に対応していく上で、同法が運用しにくいのであれば同法
を改正しなければならないと思われる。同法が改正されず、今後も傍
受事例なしの状況が続くと、いざという時に役に立たないということ
にもなりかねない。」旨の発言があった。

委員から、「同法を起案し、策定する段階で、諸外国の例は充分調
査したのか。捜査傍受と行政傍受とを分けて考え、行政傍受の必要性
について検討してはどうか。」との発言があり、警察庁から、「当時
は徹底的に調査している。現在の通信傍受法は、国内の情勢を踏まえ、
ぎりぎりの範囲内で制定されたものと思われる。」旨、説明があった。

委員から、「私も過去の公安委員会で、『通信傍受法がもっと活用
できるものであれば実際にこのような犯罪の捜査がうまく進んだはず
であるといったデータを蓄積する必要がある。』旨、意見を述べてい
る。同法の改正に関して、これらのデータを示すことができないと国
民も納得できないと思う。また、過去に検証許可状に基づく通信傍受

が行われた例があったが、通信傍受法の制定により、この方法による傍受ができなくなったわけであり、このことをむしろ問題にするべきであると思う。」旨の発言があった。

委員から、「暴力団や過激派に対する通信傍受は無理なのか。国際テロの多発等、通信傍受法の制定当時と社会がかなり変化している。」旨の発言があり、警察庁から、「主体に関わらず、特定の事件を前提として、同法に定める犯罪類型の該当性等の条件について検討することとなる。テロ防止の観点から、外国の行政傍受制度等を含め、テロ対策に関する外国の法制度を調査しているところである。」旨、説明があった。

- (5) 町田市内における放火による父子 4 名焼死事件について (警視庁)
- 警察庁から、「昨年 9 月 22 日、東京都町田市内において発生した放火による父子 4 名焼死事件について、警視庁は、2 月 5 日、被疑者を窃盗及び現住建造物等放火罪で通常逮捕した。」旨の報告があった。
- (6) 熊本県八代市長による市職員採用をめぐる収賄事件について (熊本県警察)
- 警察庁から、「熊本県警察は、2 月 1 日、平成 9 年度八代市職員採用に関して現金数百万円を収受した八代市長を収賄の容疑で逮捕した。」旨の報告があった。
- (7) 雪印食品株式会社等に対する搜索の実施について (兵庫県警察、北海道警察、警視庁、埼玉県警察)
- 警察庁から、「兵庫県警察等の合同捜査本部は、2 月 2 日から、雪印食品株式会社幹部社員らが、牛肉在庫緊急保管対策事業を悪用し、輸入牛肉を国産牛肉に偽装して、買い上げ代金の一部約 2 億円を騙し取った詐欺容疑で、同社東京本社等 30 数か所の搜索を実施した。」旨の報告があった。

(8) 危険運転致死傷罪の施行後 1 か月間の適用状況について

警察庁から、「施行後 1 か月間で、危険運転致死傷罪を適用した事案は全国で 17 件であった。」旨の報告があった。

(9) 有事法制に関する検討状況について

警察庁から、「2月5日、有事法制の整備を含む国家の緊急事態への対応に関する関係省庁局長等会議が開催され、内閣官房を中心に、関係省庁が一体となった取組みを行うことを確認した。」旨の報告があった。

(10) 最近のオウム真理教の動向について

警察庁から、「最近のオウム真理教の動向及び本年に入ってからのおウム真理教を対象とした事件捜査の推進状況」について報告があった。

(11) 欧州評議会ワールドカップ 2002 アド・ホック会合の開催結果について

警察庁から、「1月31日、フランスにおいて、同会合が開催され、欧州各国は、日韓両国との情報交換を促進し、フーリガンの出国規制措置を取ることの重要性を確認する内容の宣言文を採択した。」旨の報告があった。

委員から、「日韓両国に派遣することができるだけの人数のスポッターが実際に十分に集められるのか。」との質問があり、警察庁から、「フーリガンは、自国のチームを応援するためにそれぞれの試合がある国へ行くことになるので、サッカー大会参加各国のスポッターも日韓両国にそれぞれ派遣されることになる。つまり、通常は、一国から日韓両国に同時に派遣されることにはならないので問題はない。スポッターの運用等、欧州が積んできた経験を我々も共有できればと思っている。」旨、説明があった。

(12) 平成13年中における技術支援状況について

警察庁から、「平成13年中に警察庁等が都道府県警察の事件捜査等に対して実施した技術支援の状況」について報告があった。

3 その他

- (1) 委員長から、「昨年の兵庫県明石市での雑踏事故に係る同市の調査委員会がまとめた報告書に関する新聞記事の中に、警察に最終的な責任があるとの見出しを引用したと思われる社説があった。同報告書にはそのような内容が記載されていないと思われる。新聞の見出しだけを読んで物事が議論されていることに大変疑問を感じている。」旨の発言があり、警察庁から、「この事件についてではなく、報告書に提言という項目があり、その中で一般論として、『主催者側が警察の指導、助言に明らかに従わなかった場合を除き、事故が起こった場合の責任は最終的には雑踏警備のプロである警察にあるということになり、その指導、助言は徹底して行われなければならない。』と述べられている。」旨、説明があった。